

# 島根県報

平成23年10月25日 (火) **号外 第 183 号** (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	<b>^</b>
	<i>3</i> 1/
<b>—</b>	<b>&gt;</b>

# 【監査公表】

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

2

# 監 査 委 員 公 表

# 島根県監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成21年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成23年10月25日

島根県監査委員 田 中 八洲男

同 石原真一

同 法正良一

同 山川博司

#### 平成21年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

# 指 摘 事 項

# 1 一般会計、特別会計及び企業会計

#### (1) 総務部

① 支払額を誤っているもの

島根県水難救済会事業費補助金について、補助 対象経費の審査を怠り、補助金交付要綱で定める 補助率を超えて補助金を交付していた。

交付(確定)額 222,000円

正当額 186,979円

超過交付額 35,021円

(消防防災課)

# ① 支払額を誤っているもの

交付先の財団法人島根県消防協会(現在の公益 財団法人島根県消防協会)へ状況を説明のうえ返 還手続きを依頼し、平成22年9月9日に超過分 35,021円を返納してもらった。

措置の内容

今後は、交付要綱の不明瞭な箇所を改めた上で (平成23年1月1日改正済み)、実績確認をより 適切に行うよう努める。

#### (2) 健康福祉部

① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの 国庫補助事業に係る交付額の確定により生じた 国庫返還金について、納期限後に支払ったため延 滞金が発生していた。

納期限:平成21年4月20日

交付日:平成21年5月15日

名称:平成18年度障害者自立支援給付費等国庫

負担(補助)金の交付額の確定に伴う返

環金

返還金: 3, 196, 000円 延滞金: 23, 970円

(障がい福祉課)

① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの 国から補助金返還の通知が来た場合には情報システムを活用して速やかに収受の手続きを行い、 その後の一連の処理の完了に至るまで、事務処理 の進捗状況を全ての関係職員が確認できるよう改 善を図った。

# (3) 商工労働部

- ① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの 次の支出について、平成22年度会計分として執 行伺いを得て執行しているにもかかわらず、会計 年度所属区分を誤って平成21年度会計分から支払 われていた。
  - ア PPC粘着フイルムの購入

(契約金額 2,688円、納品・検査年月日 平成22年4月5日)

イ ロックリングフイルムの購入

(契約金額 4,200円、納品・検査年月日 平成22年4月5日)

ウ 名札用ストラップ等の購入

(契約金額 3,484円、納品・検査年月日 平成22年4月7日)

(産業振興課)

- ① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの 監査での指摘を受け、主管課と再発防止に向け ての対応を検討し、課内職員に周知を行った。 (周知事項)
  - ・年度を誤って処理された支出があった事実
  - ・出納整理期間における新旧書類混在の認識
  - ・支出伺い作成の段階で、新旧年度を明確に表示
  - ・庶務担当、主管課予算経理部門でのチェックの 徹底など
- ○平成23年2月9日付け、審第327号「適正な会計処理の確保について」

通知の内容について、あらためて課内職員に周 知徹底を図った。

○平成22年度末から出納整理期間中において、支出 伺い作成者、庶務担当ライン、主管課予算経理部 門において、年度間の誤りがないよう引き続き相

#### (4) 企業局

① 不要品の決定及び処分の手続きがされていない もの

デジタルカメラ等の備品類の廃棄(廃棄備品類 11点)について、事務所の長の指示を受けて、不 用品の処分をしなければいけないにもかかわら ず、この手続きがされていなかった。

(東部事務所)

互チェックを行い、再発防止に努めた。

① 不要品の決定及び処分の手続きがされていない もの

東部事務所職員の財務規定に対する理解不足に より生じたものであり、物品を廃棄する際の手順 を遵守するよう職員に周知徹底した。

また、財務規定の内容が現実の管理・運用とそ ぐわない点や、記述内容が不明瞭な点があったの で、財務規定を改正した。

#### (5) 議会事務局

① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの プレゼンテーション用のノートパソコン購入 (契約金額 221,539円、納品・検査年月日 平成 22年3月31日)の支出について、平成21年度会計 分として執行伺いを得て執行しているにもかかわ らず、会計年度所属区分を誤って平成22年度会計 分から支払われていた。

(議会事務局)

① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの

出納整理期間における入力ミスによる年度誤りを防止するため「新年度」の表示を徹底し、年度区分の明確化を図った。今後は会計事務処理上のミスが生じないよう、一層の職員の意識向上とチェックの徹底を図る。

# (6) 教育委員会

① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの 国庫補助事業の廃止に伴う国庫返還金につい て、納期限後に支払ったため延滞金が発生してい た。

納期限:平成21年6月5日交付日:平成21年5月12日

名 称:地対財特法経過措置事業経費返還金

返還金:5,122,905円 延滞金: 4,912円

(人権同和教育課)

① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの 国庫補助金の収入・支出事務に対する理解を深め、迅速な事務処理を行うように努めており、以後、納期限内に支払っている。

- ② 契約書による契約の締結がされていないもの
  - (1) 食堂いす購入契約(契約金額 934,500円)について、地方自治法第234条第5項及び会計規則第68条の規定に基づき契約書により契約を締結しなければならないにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。
  - (2) 教科指導書等購入契約(契約金額388,395円) について、会計規則第68条の5の規定により請 書を徴さなければならないにもかかわらず、徴 されていなかった。

(松江ろう学校)

② 契約書による契約の締結がされていないもの 今後は、執行伺の中に金額別の契約書類等のチェック欄を設けてチェックする。

#### 平成21年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

#### 添 付 意 見

#### I 一般会計及び特別会計

#### 1 獣医師の確保対策について

の確保が困難となっている。最近の獣医師採用の状況を|最上位となる上限45,000円・支給年数9年までとした。 みると、応募者数が採用予定者数に達せず、採用者数は 部等3機関で欠員が生じ、食肉検査や家畜の防疫体制な|ため、平成22年度採用試験より年齢制限を撤廃した。 どの分野で、業務執行に支障が生じることが懸念されて 医師不足の状況は続くと見込まれる。

食品や畜産の衛生と安全を確保する上で重要な役割をなり、欠員が解消できた。 担う獣医師の確保は喫緊の課題である。そのため、県で は獣医師の確保対策として、県内高校生への獣医師業務 紹介や、獣医系大学生の獣医師職場体験の実施、さら に、獣医師として島根県での一定期間の勤務を返還免除 の条件とした獣医師修学資金を創設する等、獣医師の安 定確保に向けて取り組んでいる。

ついては、採用困難な獣医師が魅力ある職種となるよ う、処遇面についても、他県の状況を参考に改善を検討 するとともに、引き続き実効性のある獣医師確保対策に 努められたい。

# 2 特別支援教育の充実・強化について

近年、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加を背 状況が見受けられた。また、ソフト面でも特別支援教育に。 専門の教員の育成が必要となっているが、現状では主に 県教育委員会では、この答申の趣旨を尊重し、特別な支 期限付任用の講師の増員による対応となっている。

応も課題となっている。一方、県内の一部の地域では、 ある児童生徒は遠距離通学等を余儀なくされ、あるいは 内を目途)。 希望する特別支援教育が受けられないといった問題も指 摘されている。

#### 処理方針·措置状況

(人事課、薬事衛生課、食料安全推進課、人事委員会)

獣医師については採用が困難な職種であることから、処 近年、獣医師の職域(小動物志向)並びに地域(都会|遇面の改善策として、平成23年4月1日より初任給調整手 志向)における偏在傾向が強まり、県においては獣医師 当を上限14,000円・支給年数7年までから、中四国地方で

また、その他の確保対策としては、従来より全国の獣医 採用計画の半数以下となっている。その結果、平成22年 学系大学への個別訪問や個別選考試験の導入などの取組を 8月末の職員配置状況では、農林振興センター家畜衛生 行っているが、それに加え、より多くの受験生を確保する

これにより平成21年度採用試験では6人であった受験者 いる。また、今後も多くの退職者が予定されるなど、獣 数が、平成22年度試験では10人となり、その結果、採用計 画8名に対し、採用者数は7名とほぼ計画どおりの採用と

# (教育庁総務課、高校教育課、特別支援教育室)

県教育委員会では、平成22年5月、学識経験者等17名に 景に、県立学校では、特に知的障がいを対象とする特別よって構成される「今後の特別支援教育の在り方に関する 支援学校の高等部における生徒数が急増している。この検討委員会」を設置し、新しい障がい種への対応、知的障 ため、ハード面では、施設の狭隘化やバリアフリー化等|がい者等の卒業後の就労対策、各圏域の複数障がい種対応 への対応に迫られているものの、敷地に余裕がないこと┃等の近年における新たな課題について諮問を行っていた や予算が限られていること等から、対応に苦慮しているが、本年3月、同検討委員会から提言となる答申を受け

|援の必要な子どもの自立と主体的な社会参加の実現に向け さらに、増加する講師の給与支給事務をはじめ予算執して、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を 行事務等が増加しており、事務職員の業務負担増への対 | 行うために、本県における特別支援教育の推進に関する実 |行計画として「しまね特別支援教育推進プラン(仮称)」の 特別支援学校が設置されておらず、このため、障がいの | 策定を進めているところである (策定予定時期:平成23年

こうした中、県教育委員会では、今年度「今後の特別 支援教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、新し い障がいへの対応、特別支援学校の将来像と校舎の老朽 化対策、教職員の育成などの課題について検討を行って いる。

ついては、学校現場の課題や地域の問題も含め、特別 支援教育の充実・強化について同検討委員会で十分な検 討を行い、そしてこの検討の結果得られた充実強化策を 着実に実施することにより、障がいのある子どもの実態 に即した教育が確保されるよう取り組まれたい。

#### 3 適正な会計処理について

今年度の定期監査において、支出に関し会計年度区分 れも出納整理期間中において発生している。1件は、物 計」であるにもかかわらず、誤って「平成21年度予算」 から支出されていた。また、他の1件は、これとは逆 年度会計」であるにもかかわらず、誤って「平成22年度 予算」で支出されていた。

これらの事務処理は、執行何や契約、納品、検査等は れ、出納機関の審査もそのまま通過したものである。

このような電算入力の誤りについては、各部の予算経 理部門と出納機関の審査、チェック機能が不十分なこ┃のような取り組みがなされているところである。 と、そして、執行部門(原課)と予算経理部門(主管 課) との連絡体制が不十分な点にその原因があると考え られる。

ついては、出納整理期間における支出について、新年 度分と旧年度分の支払事務が輻輳することから、執行伺 に「新年度分」等の表示を義務づける等、全庁的に統一 した取組みを講じるとともに、出納機関においては、審 査、チェック機能の強化を図り、執行部門と予算経理部 門においては、相互の連絡体制の徹底を図られたい。

(各部主管課、出納局、各委員(会))

財務会計システムの支出の処理については、「検査日」 を誤っているとして指摘した事例が2件あったが、いず を入力項目として追加し、各部局において入力された「検 査日」を支出負担行為兼支出命令票等の「支出に係る確認 品納入の日及び検査の日の属する年度が「平成22年度会│欄」の「検査(確認)年月日」欄へ印字する機能を追加し たところである。

これにより、電算処理においては、入力された会計年度 に、物品納入の日及び検査の日の属する年度が「平成21」と検査日との整合性をチェック(入力された検査日の年度 と入力された会計年度が異なる場合はエラー表示)できる こととなり、出納機関における書類審査においては、帳票 に印字された検査日と検査調書等に記載された検査日との 適正に処理されていたものが、支出負担行為兼支出命令┃同一性を確認することで、会計年度区分の誤りが起こらな 票の電算入力の段階で異なる会計年度分として処理さいように適正な会計処理に向けた支出命令の審査及びチェ ック機能の強化を図ったところである。

なお、執行部門(原課)と予算経理部門においては、次

- ・出納整理期間における新年度分の処理については、原 課の執行伺と主管課における経理処理の際に出力され る支出負担行為兼支出命令票等の余白に朱書きで「新 年度」と表記し「旧年度」分と区分している。
- ・年度末には「会計事務等における適正な執行に関する 留意事項」を主管課から原課へ送付し、注意喚起をし ている。
- ・年度当初に主管課の予算経理担当と部内各課担当者と の会議を開催し、会計事務における留意事項の説明や 意見交換をしている。

#### (公安委員会)

警察においては、従来から、新年度分の執行伺には「新 年度」と表示し、年度区分の誤りがないよう努めて い

また、会計処理に当たっては、警察独自で作成した「会 計業務チェックマニュアル」を活用するなど、確実な業務 図ることとしている。

#### 4 自家用自動車の公務使用に係る取り扱いについて

公務を効率的に遂行するため、自家用自動車による旅 れている。このような自家用自動車の公務使用に際して は、あらかじめ自家用自動車の公務使用に係る登録手続 きを行ったうえで、旅行命令簿等により承認することに なっている。

この自家用自動車の公務使用について、事前の登録が ないまま、あるいは登録上、免許証、自動車検査証、任 意保険契約の有効期限が経過しているにもかかわらず、 旅行承認が行われているケースが複数の所属で見受けら れたところである。

ついては、自家用車の公務使用による旅行承認を行う 場合には、事前の自家用自動車の登録の有無及び上記有 効期間の確認を徹底するとともに、これらの事項につい て台帳を整備するなど、事務処理の効率化にも努められ たい。

#### (各部主管課、各委員(会))

自家用自動車の登録の有無及び有効期間の確認の徹底に 行が、県立学校など地方機関を中心に相当の頻度で行わしいて改めて通知した。<H23.3.31人第1401号総務部長通

チェックを行っており、今後とも適正な会計処理の徹底を

#### (留意事項)

- ・所属長は、職員が自家用自動車を公務使用する場合に は、あらかじめ要綱第6条に定める自家用自動車の登 録手続きを行わせるよう徹底すること。
- ・所属長は、自家用自動車の公務使用の承認に当たって は、要綱第7条に定める使用承認の手続に際し、必要 に応じて自家用自動車届出書を添付させるなどの方法 により、登録の有無及び届出書の有効期間の確認を徹 底すること。また、現在、内部管理事務改革におい て、総務事務センターで自家用自動車の登録や有効期 限のチェックを集中処理するシステムの構築を予定し ている。

#### (公安委員会)

警察においては、自家用自動車を公務に使用する必要が 生じた場合は、その都度、事前に所属長に使用申請を行 い、所属長が職員の運転資格、任意保険契約の締結状況等 を確認した上で承認を行っている。

今後とも、承認に際しては、適正な手続きの徹底を図る こととしている。

# 5 物品納入の確認について

物品納入に係る会計処理については、「予算執行の適 いて改めて周知徹底を図るとともに、研修などを通じての意識改革に努めたところである。 職員の意識改革に努められたい。

る職員が行うこととする取り扱いについては、特に事務 職員の少ない機関において実施率が低いので、より実効 性のある取扱いとなるよう工夫されたい。

また、物品調達に係る予算執行の適正化を図るため、 本庁では本年7月から出納局会計課物品調達室におい て、発注事務を集中して行う集中調達が実施に移され、 発注事務と検査確認事務がシステム的に分離されたとこ ろであるが、地方機関についてもできる限り速やかに同

# (出納局)

「適正な会計処理の確保について」(平成23年2月9日 正化への取組みについて」(平成20年12月19日会計管理 会計管理者通知)により、物品納入に係る会計処理の適正 者通知)及び「適正な会計処理の確保について」(平成 な取扱いについて、周知徹底を図ったところである。ま 21年12月1日会計管理者通知)に定める改善策がいまた、会計事務職員等を対象とした研修会も、平成22年度は だ十分には徹底されていないので、適正な取り扱いにつ 県内4カ所で年2回ずつ開催し、物品納入に係る会計処理

平成23年度においても同様の研修を継続して実施するこ なお、これら改善策の内、発注事務と納品検査を異な ととしており、引き続き適正な会計処理の確保に努めた

> なお、汎用性のある物品については、平成24年度から本 庁と地方機関の調達事務の一本化を図る予定である。

様のシステムが実施できるよう検討されたい。

#### 6 県単独補助金等について

補助金等の額を確定する場合においては、補助金等交 提出する補助事業等に係る実績報告書や添付書類の審査 及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の 成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件を行うなど、適切な実績確認を行う。 に適合するかどうかの完了調査を行うことになってお り、補助金等の適正な執行を確保していく上において、ているところである。 その実績確認は重要な行為である。

今回の定期監査において、完了調査を現地調査により 行い、実績報告書に加えて証拠資料に基づいて実績確認 て、具体的な検査方法を規定している。 を行った事例も見受けられたが、多くは、完了調査を書 面のみで行い現地調査を行っていなかった。

の書類の審査だけで実績を十分確認することができる場のとし、結果を県庁に報告するものとする。 合を除き、できる限り現地調査を実施し、必要に応じ証 に行うようにされたい。

また、補助目的に沿った成果が得られるような事業内 容となっているかどうかについて、より具体的に審査・ 確認できるように、補助金交付要綱に定める補助対象経 費等に係る規定をより明確にするなど、関係規定の整備 を行われたい。

(各部主管課、財政課、出納局、教育委員会)

現地調査については、これまでも必要に応じて実施して 付規則第11条等に定めるところにより、補助事業者等が | きたが、今後とも、できる限り補助金交付先に出向いて、 補助事業者から、実績報告書の内容について、事業実施結 果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行い、補助金額の確定

なお、各部局においては、次のような取り組みがなされ

#### ◇具体例

農林水産部所管「みーも森づくり事業実施要項」におい

第13 完了確認・検査

検査にあたっては、現地確認のほかに、納入され ついては、補助事業者等から提出された実績報告書等と物品の規格・数量並びに支払い状況を確認するも

なお、支払い状況については、実績報告書の金額 拠資料の提出を求め確認するなど、その実績確認を適切 と帳簿(出納帳、通帳)の確認に加えて、次により 確認するものとする。

- ①実績報告書、帳簿、領収書の金額の突合
- ②領収書の発行年月日
- ③領収書の宛先
- ④領収書の金額

また、可能な限り、補助金交付要綱に定める補助対象経 費等に係る規定を明確にするなど関係規定を整備する。

今後とも、補助金の適切な執行について、取り組んでい

#### (公安委員会)

警察においては、補助金等交付規則及び補助金交付要綱 に基づき、補助事業者から提出された実績報告書等により 完了調査を行っているが、書類審査に際しては、必要によ り補助事業者に説明等を求めている。

今後とも必要に応じて、現地調査の実施や証拠書類の提 出を求めるなど、適正な完了調査に努めるとともに、必要 により関係規定の整備を行うなど、補助金等の適正な執行 に取り組んで行くこととしている。